

○四街道市老人ホーム入所判定委員会設置要綱

（設置）

第1条 福祉事務所長は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第11条に規定する入所等の措置（以下「措置」という。）の適正な実施を図るため、四街道市老人ホーム入所判定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、措置の開始、変更及び廃止並びに措置後の入所継続について、その要否を総合的に判定し、その意見を福祉事務所長に報告するものとする。

（組織）

第3条 委員会は、5人以内の委員をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから福祉事務所長が委嘱または任命する。ただし、第5号の者については、その職に任命されたことをもって委員に命じられたものとする。

- （1） 医師（精神科医を含む）
- （2） 四街道市を管轄する保健所の所長
- （3） 老人福祉施設の長
- （4） 地域包括支援センターの長
- （5） 高齢者支援課長

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第4条 委員会に委員長を置き、高齢者支援課長の職にある者をもって充てる。

2 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議決は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、議事に関係ある者の出席を求め、その説明または意見を聴くことができる。

（回議）

第6条 委員長は、会議を招集するいとまがないと認めるとき、その他委員長が必要と認めるときは、委員会の会議に付すべき事案について、回議により審議、判定させることができる。

(緊急入所措置)

第7条 委員長は、緊急やむを得ないと認めるときは、委員会の判定をまたずに措置の要否を審議、判定することができる。

2 前項の規定による判定を行ったときは、委員長は、次の会議においてこれを委員会に報告しなければならない。

(措置の基準)

第8条 第2条に規定する措置の開始、変更または継続の要否判定は、別に定める老人ホーム入所措置の基準により行うものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、高齢者支援課において処理する。

(補足)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、福祉事務所長が別に定める。

附 則

この要綱は平成4年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成23年4月1日から施行する。